

食品表示法第 12 条第 1 項に基づく申出書

令和 7 年 9 月 25 日

内閣総理大臣 殿

食品表示法第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、申出いたします。

記

第 1 申出人の氏名又は名称及び住所

別紙申出人目録記載のとおり

第 2 申出に係る食品の種類

輸入品以外の加工食品のうち食パン、食用なたね油（食品表示基準第 3 条）

第 3 申出の趣旨

- 1 食パンについて小麦の原産地を、食用なたね油についてなたねの原産地を表示するよう適切な措置をとること
- 2 食品表示基準第 3 条第 2 項に定める「輸入品以外の加工食品」のうち「対象原材料が加工食品であるもの」の表示、及び、食費表示基準第 3 条第 1 項但し書き「別表第四」に定める食品のうち「食用植物油脂」の表示について、消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を

保障し消費者の利益が害されないようにするための適切な措置をとること

第4 申出の理由

1 食品表示法の規定

食品表示法においては、「一般消費者の利益の増進を図る」ことが目的の一つとされ（第1条）、さらに、「消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重する」ことが基本理念の一つとして掲げられている（第3条）。

そのうえで、食品表示法第4条第1項の柱書においては「内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。」とされている。

これら食品表示法の規定を踏まえれば、仮に、食品表示法第4条第1項の委任を受けて定められた食品表示基準が、消費者に対して適切な情報提供を行い、選択の機会を確保することのできる内容となっていないのであれば、当該基準は、消費者が「自主的かつ合理的な選択」を行うことのできるものとはいえず、食品表示法の目的に反した違法な基準となる。

2 現行の食品表示基準

(1) 「輸入品以外の加工食品」についての現行の食品表示基準

食品表示法第4条第1項第1号の委任を受け、平成27年3月20日内閣府令第10号食品表示基準が制定されている。

当該食品表示基準第3条第2項において、「食品関連事業者が一般加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には」、「同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。」と定められている。そして、「次の表」のうち「輸入品以外の加工食品」にあつては、「原料原産地名」（中欄）として、下記のとおり表示することが求められている（第1項第2号。以下「本件食品表示基準①」という。）。

記

イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

(2) 「食用植物油脂」についての現行の食品表示基準

平成27年3月20日内閣府令第10号食品表示基準の第3条第1項但し書きにおいて、「ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない」と定められている。そして、「別表第四」のうち「食用植物油脂」（上欄）については、

- ・「中欄に掲げる表示事項」として「名称」を表示することが、

・「下欄に定める表示」として「『食用なたね油』にあつては、『食用なたね油』を（中略）を表示する。」ことが、求められている（以下「本件食品表示基準②」という。）。

3 本件食品表示基準①、②について「適切な措置」（食品表示法第12条第1項）がとられるべきであること

(1) 本件食品表示基準①、②が求める表示内容

本件食品表示基準①は、加工食品の基となった原材料（以下「中間加工原材料」という。）が輸入品であつたとしても、日本国内で製造加工されたのであれば、国別重量順表示、可能性表示又は大括り表示ではなく、原則として「国内製造」表示とすることを求めるものである。

また、本件食品表示基準②は、食用なたね油について、仮になたねの原産地を把握することができたとしても、「名称」として、（本件食品表示基準①と相まって）「食用なたね油（国内製造）」と表示しなければならないことを求めるものである。

(2) 食品（特に加工食品）において求められる食品表示基準

上記1において記載したとおり、食品表示法第4条第1項は、消費者に対して適切な情報提供を行い、選択の機会を確保することを求めている。特に、加工食品の場合、その内容に関する情報が外見上だけでは分かりにくい。そのため、消費者の選択の機会の確保に應えるためには、より多くの情報の提供が必要である（「食品表示法施行の背景とQ&A解説」、35頁）。

こうした食品表示法第4条第1項の趣旨及び加工食品の特性を踏まえれば、加工食品について、消費者に対して最大限詳細な情報提供を行う内容の食品表示基準が制定されるべきである。食品表示法

第4条第1項の委任を受けて制定された食品表示基準がかような内容となっていないのであれば、当該基準は、消費者が「自主的かつ合理的な選択」を行うことのできる内容ではなく、食品表示法第4条第1項に違反するといふべきである。

(3) 本件食品表示基準①、②は「適正でな」い（食品表示法第12条第1項）

ア 本件食品表示基準①について

（ア）本件食品表示基準①では、原則として、「国内において製造された旨を『国内製造』と（中略）する」とされており（「輸入品以外の加工食品」の「原料原産地名」第3条第1項第2号イ）、例外的に、国産品である場合には「都道府県名その他一般に知られている地名」の表示（同但書）が許容され、又は、「対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する」（同ロ）ことが許容されているという建付けとなっている。

「国内製造」表示を原則とし、原産地の表示を例外としている理由について、平成28年11月29日「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」（加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会、以下「中間とりまとめ」という）においては、事業者の「実行可能性」を前提としたうえで、

①中間加工原材料について生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難であるため、仮に生鮮原材料のみを義務表示の対象とした場合、市場には同一品目の商品であっても、原料原産地表示がされているものとそうでないものとが混在することになること

②生鮮原材料から一貫して製造している場合のみ義務表示の

対象とすることは事業者間の不公平感を生じさせるおそれがあること

の2点が挙げられている（「中間取りまとめ」4(3)（20頁2行～5行））。

（イ）しかし、「国内製造」という表記では、消費者は、中間加工原材料の「原産地」が日本国内であるのか、日本国外であるのか、判断することができない。食品表示法第4条第1項において消費者に対して最大限詳細な情報提供を行うことが求められていることからすれば、中間加工原材料について、原産地を表示すべきである。

（ウ）また、「中間取りまとめ」において説明されている内容は、少なくとも食パン、食用なたね油に関しては、「国内製造」表示を原則とし、原産地の表示を例外とする理由にはならない。

まず、生鮮原材料まで遡って原産国を特定することが困難という点（上記（ア）の①）に関し、食パンの原材料である（輸入）小麦については、国が諸外国から買い付けて国内の製粉会社に売り渡すという仕組みが採用されており、いずれの外国から輸入されたのかを追跡して特定することは可能かつ容易である。また、食用なたね油の原材料であるなたねについては、個々の事業者が諸外国から直接輸入しているため、原産国を特定することができないはずがない。このように、食パンにせよ、食用なたね油にせよ、生鮮原材料の原産地まで遡って特定することが可能かつ容易である。「生鮮原材料まで遡って原産地を特定することが困難」ということはない。

そもそも、「生鮮原材料まで遡って原産地を特定することが困難」であったとして、原産地の表示がされているものとそう

でないものが混在するという事は、弊害ではない。むしろ、原産地を特定することが可能な事業者において原産地を表示させるという基準は、最大限詳細な情報提供を行うという観点から望ましい内容である。「中間とりまとめ」においては、原産地の表示がされているものとそうでないものが混在するという点が憂慮されているが、これは原産地の表示を例外事由に後退させる理由にならない。

第2に、事業者間の不公平感（上記（ア）の②）というのは、原産地の表示が可能であることを前提に、事業者間に差異が生じることの不利益を懸念するものである。もはや「実行可能性」の問題ですらない。最大限詳細な情報提供を行うという観点からすれば、当然ながら、原産地の表示を例外事由に後退させる理由とはならない。

以上のとおり、「中間とりまとめ」において「『国内製造』と（中略）する」ことの根拠として挙げられている各事情は、原産地の表示を例外事由に後退させる理由とはならない。

（エ）以上のとおり、本件食品表示基準①は、「消費者に対して適切な情報提供を行い、選択の機会を確保する内容」となっており、消費者が「自主的かつ合理的な選択」を行うことのできる内容ではないのであるから、食品表示法第4条第1項の目的に違反した違法な基準である。

かような違法な基準が定められていることが「適正」（食品表示法第12条第1項）でないということは、明らかである。

イ 本件食品表示基準②について

本件食品表示基準②に従えば、「食用なたね油」という（加工）食品について、その「名称」として「食用なたね油」という表示

がされなければならない。

しかし、「食用なたね油」を「食用なたね油」と表示するのでは、結局、消費者に対して何ら情報提供を行っていないに等しい。かような表示方法が「消費者に対して適切な情報提供を行い、選択の機会を確保する内容」に反することは明らかであり、「適正」（食品表示法第12条第1項）でないことは明らかである。

- (4) 本件食品表示基準①、②により「一般消費者の利益が害されている」（食品表示法第12条第1項）状況にある

ア 本件食品表示基準①は、加工食品の基となった原材料（中間加工原材料）が輸入品であったとしても、日本国内で製造加工されたのであれば、原則として「国内製造」表示を行うというものである。すなわち、「国内製造」表記は、「国産（日本国内で生産された商品）」とは意味合いが異なるものである。

しかしながら、輸入品にあつては原産国名（すなわち「外国」）での表記が求められていることと比較すると、「国内製造」表記は、消費者に対し、対象となる商品があたかも「国産」であるかのような誤認を生じさせる表記である。実際に、令和5年9月及び11月に消費者団体（日本消費者連盟、遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン、食べもの変えたいママプロジェクト、食の安全・監視市民委員会）が消費者を対象に実施した街頭調査の結果によれば、回答した消費者のうち、約3割が、「『国内製造』表記は『国産』であることを示すものである」と誤認している。

このように、本件食品表示基準①は消費者に誤認を生じさせて、消費者による「合理的」な商品選択の機会を奪うものである。本件食品表示基準①により、「一般消費者の利益は害されている」（食品表示法第12条第1項）状況にある。

イ 食品表示基準②については、上記(3)イにおいても指摘したとおり、消費者に対して何ら情報提供を行っていないに等しい。「一般消費者に対する選択の機会」そのものを与えない表示内容であって、「一般消費者の利益」が「害されている」ことは明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、本件食品表示基準①、②は、食品表示法第4条第1項の目的に反するものであって「適正でな」く、かつ、「一般消費者の利益」を「害」するものである。

かような状況を是正すべく、本件食品表示基準①、②について、食品表示法第12条第1項に基づいて「適正な措置」がとられなければならない。

4 とられるべき「適切な措置」（食品表示法第12条第1項）について

(1) 原産地の表示

本件食品表示基準①が「適正でな」く、かつ、「一般消費者の利益」を「害」する内容となっている理由は、「国内製造」表示を原則とし、原産地の表示を例外として位置付けているからである。

そこで、輸入品以外の加工食品のうち食パン及び食用なたね油について、原材料の原産地を表示するよう、「適切な措置」がとられるべきである。

(2) 食品関連事業者等に対する注意喚起

本件食品表示基準①、②を前提とすれば、たとえば食用なたね油については、「食用なたね油（国内製造）」という表示を行うことが求められる。

しかし、当該表示では、「食用なたね油」という製品が国内で製造されたものなのか、「なたね」が国内で製造されたものなのか、その他（たとえばキャノーラ）が国内で製造されたのか等が明らかではなく、どの原材料について国内で製造されたものなのかが明らかでない。「国内製造」表示は対象となる商品があたかも「国産」であるかのような誤認を生じさせる表記であるが（上記 3 (4) ア）、特に食用なたね油に関しては、「食用なたね油」について「食用なたね油」という表示をしなければならず、何ら情報提供を行っていないという点において、商品が製造された加工地の情報としても甚だ不十分である。

かような状況を是正すべく、輸入品以外の加工食品のうち食パン及び食用なたね油について、「国内製造」ではなく、原材料の原産地（食パンであれば小麦、食用なたね油であればなたね）の表示を行うよう、食品関連事業者等に対する注意喚起等がなされるべきである。

5 食品表示法第 12 条における「事実」には食品表示基準の変更、制定が含まれる

食品表示法第 12 条第 3 項において、「申出の内容が事実であると認めるとき」は、「第 4 条（中略）の規定による措置その他適切な措置をとらなければならない。」と定められている。そして、食品表示法第 4 条が専ら食品表示基準の制定義務及び手続を定めた規定であることからすれば、食品表示法第 12 条第 3 項に定める「事実」には食品表示基準の変更、制定が含まれると解すべきである。

このことは、「早わかり食品表示法」の第 12 条第 3 項の解説（57 頁）において、「適切な措置」の例示として、「一般消費者の選択の

機会が害されている状態を回復するための食品表示基準の変更（第4条）」が列挙されていることから明らかである。

6 結語

以上の理由から、申出人は、

- (1) 食パンについて小麦の原産地を、食用なたね油についてなたねの原産地を表示するよう適切な措置をとること
- (2) 本件食品表示基準②の下欄「食用なたね油」という表示について適切な措置をとること
- (3) 食品表示基準第3条第2項に定める輸入品以外の加工食品のうち対象原材料が加工食品であるものの表示、及び、食費表示基準第3条第1項但し書き「別表第四」に定める食品のうち「食用植物油脂」について、消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を保障し消費者の利益が害されないようにするための適切な措置をとることを求める。

以 上